



新たな認証評価制度への期待

令和 7 年 6 月 1 0 日

中央教育審議会 大学分科会 質向上・質保証システム部会
教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方WG（第3回）



一般社団法人 **国立大学協会**
The Japan Association of National Universities

横手 幸太郎
(千葉大学長)



●国立大学法人評価（国立大学法人法第31条の2・第31条の3）

大学の継続的な質向上を促進すること等を目的として、全ての国立大学法人を対象として実施。中期目標期間の4年目終了時と6年目終了時に、中期目標の達成状況を評価する。

【評価結果】次期中期目標・中期計画や、運営費交付金に反映

【評価主体】国立大学法人評価委員会（教育研究面は、大学改革支援・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重）

【評価基準】中期目標・中期計画の達成状況

●認証評価（学校教育法第109条）

大学等の教育研究水準を向上させることを目的として、全ての大学を対象として実施。設置認可制度による「事前規制」に対して、恒常的に大学の質を保証する「事後チェック」としての機能を持つ。

- ・機関別認証評価・・・大学の教育研究等の総合的な状況を評価（7年以内に1度）
- ・分野別認証評価・・・専門職大学院等の設置の目的に照らし、その教育課程、教員組織その他教育研究活動を評価（5年以内に1度）

【評価結果】運営費交付金の配分や行政処分に直接反映することはない

【評価主体】認証評価機関

【評価基準】認証評価機関が自ら定める大学評価基準



- 機関別認証評価以外にも、国立大学法人評価など、複数の評価への対応が必要。
- 評価する側とされる側、共に負担感が大きい。
- 基準を満たしているかどうかの形式的な評価対応。事後的なチェックとしてはうまく機能していないのではないか。
- 認証評価機関によって評価基準にばらつきがある。
- 大学関係者以外の人にとって、評価結果はどこをどう見ればよいのか分からない。

千葉大学の取組

- 負担軽減に配慮しつつも、形式的な評価で終わらせず、改善・向上に繋がる実質的な評価とするべく、内部質保証の仕組みを再構築
 - ✓ 内部質保証の責任組織「大学評価部門」を中心に全学的な改善・向上活動を推進
 - ✓ 各学部・研究科のポリシーを主軸とした毎年度のアセスメント
 - ✓ 評価負担軽減及び全学的な現状把握のための千葉大学ポートフォリオの活用
 - ✓ 国立大学法人評価など各種評価制度への効率的対応を意識した一斉自己点検・評価



新たな認証評価制度に期待すること

「学部・研究科等に応じた定性的評価」について

- 学部・研究科等を対象にした既存の評価制度としては、国立大学法人評価の現況分析や、専門職大学院の分野別認証評価、自主的な分野別評価として医学教育評価や薬学教育評価などがある。既存の認証評価制度をベースに学部・研究科等を対象にする評価への移行を目指すのであれば、認証評価の目的を確実に達成する手法として、**評価制度全体が整理されることを期待**する。

「教育研究情報に基づく定量的評価」について

- 教育研究情報の収集に当たって、大学は人的及び物的コストが必要。既存の資料の活用や、多様な特徴を持つ各大学を共通して計れる指標に厳選するなど、できるだけ**負担を軽減しながら、持続可能な仕組みとなることを期待**する。

「在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示す」について

- 大学や学部・研究科ごとに理念や3つのポリシーが異なる中で、同じ基準で教育の質を比較する標準化された仕組みは現在日本には無いと思われる。**国民に対して誤解を招くことが無いような段階評価となることを期待**する。

**大学が過度な負担をせずに、効果的かつ効率的で、評価結果に納得感のある
新たな評価の仕組みを期待**